

いわゆる『騎士の徳目体系』に関する覚書

— E・R・クルティウスの批判をめぐって —

橋 本 郁 雄

—

『ドイツ文学27』（一九六一年十月号）において、小川正巳氏はエルンスト・ローベルト・クルティウスの『ヨーロッパ文学とラテン語中世』（E. R. Curtius, Europäische Literatur und lateinisches Mittelalter, 1948）を論評し、クルティウスの方法について、次のように述べておられる。

『Joseph Scaliger を鼻祖とする、フィロロギーに歴史学を取入れた古代学に対して、近代フィロロギーのそのアウタルキー的貧困の指摘、ゲルマニスティクを支配し

てしまった文芸学、更にその精神史研究がいかに学問的衰頹であるかを、個別研究「騎士の徳目体系」で中世文学の権威 Gustav Ehrismann の無知による誤謬を徹底的にあげくことによって明らかにしている。そのような Curtius の方法を一言でいえば、「直観と知性の協力」である。』（同誌一一頁）

たしかに、「騎士の徳目体系」に関するクルティウスのエーリスマン批判はゲルマニスティク界を震撼させるに足るものであった。それは博学多識なこのロマニストの面目を遺憾なく発揮した論考で、巧みなその方法とあいまって、読む者をして、エーリスマン説を、無識と誤

解の上に築きあげられた全くの謬見と思ひ込ませるだけの説得力をもつものであるが、これに対するゲルマニストたちの批判をきき、これを仔細に検討するとき、「Ehrismannの無知による誤謬云々」の評語にわれわれは少なからず当惑を覚えるであろう。果してクルティウスの方法は、エーリスマン説に対して完全な成功を収めたであろうか。もとより、エーリスマンのいわゆる「騎士の徳目体系」の歴史的分析という難問題を論ずるには、古典古代(Antike)ならびに中世の文学と哲学に關する私の知識は、余りにも貧弱すぎるけれども、クルティウス論文のまきおこした波紋の行方には、私なりに関心を寄せてきたし、彼の批判にこたえたゲルマニストたちの発言の中にも、幾多傾聴すべき見解が見出され、クルティウスの主張、必ずしも正鵠を射ているとは言えないように思うので、ここに「徳目体系」をめぐる諸家の見解を紹介し、今日の問題点に照明をあててみたいのである。

二

一九一九年⁽¹⁾ Zeitschrift für deutsches Altertum 第五

十六卷(一三七—二一六頁)に発表されたエーリスマンの『騎士徳目体系の根柢』(Die Grundlagen des ritterlichen Tugendsystems)は、シユタフェン時代の騎士文学にあらわれた騎士倫理を、古典古代の伝統に結びつけて説明した最初のものとして、劃期的であった。爾来四半世紀の間、一つの反論もなく、エーリスマンの学説は、彼のライフワークである浩瀚なドイツ中世文学史を通じて、またナウマン、シュヴィーターリングなどの全面的支持を得て、更に発展させられ、ほとんど定説化した観があった。⁽²⁾ たとえば、最近わが国でも翻訳紹介せられたハウザーの『美術と文学の社会史』⁽³⁾などにおいても、この「徳目体系」説がそのままとり入れられているのである。しかし、この有名なエーリスマン論文も、わが国においては、その入手が容易でないように思われるので⁽⁴⁾ (たとえば、相良守峯博士の名著『ドイツ中世叙事詩研究』、一九四八年刊、巻末の文献目録中にも欠けている)、簡単に内容を説明しておこう。

エーリスマン論文は全篇八十頁。冒頭十頁は、プラトーンから十二世紀に至る倫理思想の素描。ここでは特にキケローの意義が強調されている。キケローの『義務に

ついで』(De Officiis)に説かれる道徳論は、古典古代の徳論を引き継ぐものであり、アウグスティヌスやボエティウスの教会的道徳体系に根柢を与えた。さきに『ヴォルフラムの倫理』と題する論文⁽⁵⁾において、宮廷騎士の教養の前提を究明し、宮廷的倫理を古典古代の徳概念の一種の再生と見た彼は、ここにおいて、更に、キケローと騎士道徳の連続性を追求し、キケローの義務論に見られる *summum bonum* (最高善) — *honestum* (道徳善) — *utile* (有利性) の三価値が、ラテン作家の道徳論集《*Moralis Philosophia de honesto et utili*》を通じて、ミンネン時代の詩人たちによって継承され、騎士倫理の根柢となったと推定する。すなわち、トーマジーン(Thomasin von Zirclaere, ? 1185—nach 1215/16) マンスタール (Walther von der Vogelweide, ? 1170—? 1230) フーテン (Hartmann von Aue, ? 1160/65—nach 1210) などの中高ドイツ語詩人の作品について周到緻密な考察を行なう、⁽⁶⁾ *summum bonum*—*honestum*—*utile* に対する *gotes hulde* (神の恩寵) — *ere* (善さ) — *gnot* (世上の財^{gote}) のトリニアスを騎士の徳目体系として導き出すのである。

さて、ヘーリスマンによってはじめて鑄造された徳目体系の根柢を構成するところの *gotes hulde*—*ere*—*gnot* なるトリニアスが、ヴァルターの有名人次のシュブルッフ (Spruch) に由来することは言うまでもあるまい(作品 8, 4 ff.)。

Ich saz uf eine steine,
und dachte bein mit beine:
dar uf satzt ich den ellenbogen:
ich hete in mine hantgesmogen
daz kinne und ein min wange,
dô dâhte ich mir vil ange,
wie man zer welte solte leben:
deheinen rât kond ich gegeben,
wie man diru dinc erwarbe,
der keines nîht verdarbe.
din zwei sint ere und varnde gnot,
daz dicke ein ander schaden tuot:
daz dritte ist gotes hulde,
der zweier übergulte.
die wolte ich gerne in einen schrin.
jâ leider desn mac nîht gesin,
daz gnot und weltlich ere
und gotes hulde mære

zesamene in ein herze komen.
 stüg und wege sint in benomen :
 untriuwe ist in der säze,
 gewalt vert uf der sträze :
 fride unde recht sint sere wunt.
 diu drin enhabent geletes niht, diu zwei enwerden
 [e gesunt.

岩上に腰うちかけて

膝と膝とをかさね、

そが上に肘つきて

顎と頬とを

掌に支へぬ。

かくていかに此世に生くべきかを

思ひあぐみては憂ひに沈みつ。

いかにして朽ち腐ることなき

三つのものを手に入るべきぞ、

思ひなやめども遂にすべなし。

その二つは名譽と地上の財たから、

そは互に傷つくることなきにあらざ、

残るはこの二つにもまらざる宝にて

神の恩籠たまひこれなり。

わが願はこの三つを一つ函に収め得むこと。
 さはれ財宝と世の誉れと

また神の恩籠たまひ

一つ心臓に入り来らむことは

はや望みがたき世とはなりぬ。

かかる道はすべて塞がれたれば。

不信は道の辺に窺ひ

暴力は道の上に闊歩し、

平和と正義は重き傷に悩めり。

この二つのもの癒えちらむ限り、かの三つのもの

道行へを得い。

(相良博士訳に依る。)

(1) H. de Boor, Geschichte der deutschen Literatur, Bd. II, S. 16: «seit Gustav Ehrismann es 1929 unternommen hatte» の註を参照せよ。

(2) Hans Naumann u. Günther Müller, Höfische Kultur, 1929. Julius Schwietering, Die deutsche Dichtung des Mittelalters, in: Walzels Handbuch der Literaturwissenschaft, o. J.

(3) Arnold Hauser, Sozialgeschichte der Kunst und Literatur, 2 Bde. 1953. 高橋義孝訳『芸術の歴史』第一卷(一九五八年)、「騎士階級の道德体系」(二四四頁以下)

参照。

(4) 最近広島大学に ZfDA が創刊号(一八四一年)から揃えられた。きわめて少数ながら欠号のあるのが惜まれる。なお戦前のバックナンバールの大部分が京都大学にも所蔵されている。

(5) Wolframs Ethik, ZfDA. Bd. 49, 1908, S. 405—465.

(6) John Holmberg, Das Moralium Dogma Philosophorum des Guillaume de Conches, Lateinisch, Altfranzösisch und Mittelniederfränkisch, 1929 以後正式に『Moralium Dogma Philosophorum』と呼ばれる。

三

一九四三年『Deutsche Vierteljahrschrift für Literaturwissenschaft und Geistesgeschichte 第二十一卷(三四三—三六八頁)』に発表され、のち『ヨーロッパ文学とラテン語中世』に再録されたクルティウスの『いわゆる「騎士の徳目体系」について』(Das 'ritterliche Tugendssystem')は、エーリスマン説に対する、実に最初の批判であった。否、それはエーリスマンの学説を「検討も加えずに」受け継いだゲルマニスティク全体への批判として提出された。彼はドイツにおけるすべての中世文献学に、自己の無知を実在しない抽象概念によって蔽わんと

する傾向、すなわち広義の歴史からの乖離を指摘し、個別的専門の壁を越えた広い視野をもつ総合的な中世学(Mittelalter-Wissenschaft)の樹立の必要性を力説する。そしてこのような中世学の欠如によって、いかに研究の進歩が阻まれ、洞察の深化が妨げられているか、その一つの好見本として、有名なエーリスマン論文を批判の俎上にのぼせたのである。彼は文献学的方法によって、エーリスマン説の根拠がいかに脆弱であるかを示し、それを無批判に継承しているゲルマニスティクの衰頹ぶりを爬羅剔抉しようと試みる。まず、エーリスマン論文のはじめの十頁、すなわち、古典古代から十二世紀に至る倫理思想の流れを辿った部分が、「全く時代遅れ」の謬説に依拠していることを述べ、ここから七つのテーゼを選び、それにエーリスマンの研究の集大成である中世文学史からの三つを加えて、都合十のテーゼを立てて、逐一これを論駁する。しかもその評語たるや、『Leider alles falsch!』、『fatal!』、『absurd!』と辛辣をきわめ、はては「大いに功績はあるが、しかし哲学史にはうとい男」ときめつけ、この論文を「誤解と誤謬と混乱のこんがらが

り」と酷評するのである。彼の論難の一斑を紹介するならば、まず、キケローが『義務について』において、*summum bonum—honestum—utile* の三価値領域を区別したという見解(テーゼ二)に対しては、キケローの該書に唯一度しか出てこない *summum bonum* が、三価値領域の一つとして、しかもキケローにとって唯一善である *honestum* の上位に置かれるということは断じて許されないと考え、キケローにおいては、三価値ではなく、*honestum* と *utile* の二つの価値領域しか存在しないのだと述べる。また教会的道徳体系において、いわゆる四つの主徳のもつ意義は、十一世紀以来キケローの著作が再び声望をかちえたことと関連があるという見解(テーゼ三)や、アリストテレスが立論し、キケローを通じて中世に伝承され、アウグスティヌスが神の国と地の国の分割のうちに包含させたところの三価値観によって、道徳神学と道徳哲学の分離が決定したという解釈(テーゼ四)に対しては、哲学史についての無知を暴露したもので、反論するまでもないとしている。更に中世文学史の「宮廷道徳に関する章」(II 2. Erste Hälfte, S. 19 ff.)における諸概念のあいまいさを批難したのち(テーゼ八、

九)、「ヴァルターの倫理の根柢を形成するものは、*morales philosophia* の三つの段階的価値 *gotes hulde, êre* および *irdisch gut* である云々」(文学史、最終巻、二五〇頁、テーゼ一〇)が、テーゼ八および九における *gotes hulde* が「道徳神学」に、他の二つ、*êre* と *gut* が「道徳哲学」に帰属するという主張と矛盾することを指摘し、騎士の徳目体系の実体はどうやらその目的のためにつくり出された術語の組織的な悪用にあるようだと結論する。そして《*Moralium Dogma Philosophorum*》(MDPh. と略す)の意義を弱化する事によって、ヘーリスマンの「徳目体系」に致命的打撃を与えようとするのである。彼はキケローの義務論が、ドイツの騎士道徳に移入される過程において橋渡しの役割をになったと想定されたこのラテン語の作品に関する新しい研究成果、就中 J・フルムペリヤ J・R・ウィリアムズらによって新たに解明された諸事実を、ヘーリスマンならびにその一派が等閑に付している不当を詰り、この著作の俗称の一つ、《*Moralis Philosophia de honesto et utili*》(ヘーリスマンはこのタイトルで引用している)から、十二世紀に《*Moralphilosophie*》という学科の存在を推定したのは、全くの幻想にすぎな

いと述べる。そして、このような虚構の学問から「価値領域」を引き継いでいる「徳目体系」はナンセンスというほかはなく、もしもヴェルンヘル (Werner von Elmendorf)⁽¹⁰⁾ がかの詞華集をドイツ語に翻案しなかったとしたら、われわれは「騎士の徳目体系」論もきかずにすんだのではあるまいか、とさえ極言している。

かように「徳目体系」を拒否したクルティウスは、体系の根幹として抽出された *gotes hulde—ere—gnot* のトリアスを、ヴァルターが特別に愛好した《*Zahlensprüche*》⁽¹¹⁾ の一つとして説明する。彼によれば、ヴァルターは相互に関連するものを、二つ、三つ、四つ……とさうさうに数えあげながら対比させる手法を好んで用いる。一種の数え歌のようなものであるが、なかでも古来「よい数」とされている「三」が愛好されたのは当然で、 $2+1=3$ (95, 4 *zwen und einer daz sind dri*) のような数式をつくることさえある。クルティウスは二十ほどの例をあげ、ヴァルター理解における *Zahlenspruch* の重要性を強調したのち、かの有名な 8, 14 ff. *din zwei sint ere und varnde gnot, / daz dicke ein ander schaden tuot. / daz dritte ist gotes hulde, / der zweier ubergulde.* ♪ *ヴァル*

ターに類出する *Zahlensprüche* の任意の一つにすぎないと主張する。彼によれば、このトリアスもいわゆる《*Güterfernare*》⁽¹²⁾ 以上の何ものでもなく、これをヴァルターの「徳目体系」の根柢と見るのは、エーリスマンによってでっちあげられた、かの三つの「価値領域」をもつ「道徳哲学」のまぼろしに迷わされているもので、おそらく騎士の「徳目体系」なるものは、「体系」ではなかった。むしろ、騎士のエートスの魅力をつくっているのは、あるいは親近の、あるいは相反する種々の理想間の浮動にほかならぬ、とクルティウスは説くのである。

(7) クルティウスはその証左として、ドイツに *Le Moyens Age, Studi Medievali, Medium Aevum, Speculum* のような中世全体の研究のために献けられた学術雑誌のなりことをあげ、中世研究者のための共通の広場への要求すらなにと嘆いている。

(8) 「ただ一回きり」というのは C. Atzert の校本の索引によつたもので、正しくない。Ed. Neumann の調査によれば、*summun bonum* は本文中五カ所に見出される。
(9) John R. Williams, *The Authorship of the Moralian Dogma Philosophorum, Speculum*, vol. 6 (1931), pp. 392—411. なお最近では P. Delhaye の研究が高く評価されている (註 19 参照)。スウェーデンのゲルマニ

ト、フルムベリの研究については註(6)を見よ。

(10) ヴェルンヘルムの詩(1170/80)は不完全な二種の写本Aと断片Bによって伝えられている。厳密な校訂本が準備中ときらているが、古くは ZfdA. Bd. 4 (1844) S. 284—317 に H. Hoffmann V. Fallersleben 校訂の写本Aが収められている。

(11) 《Zahlsprüche》については別に『ヨーロッパ文学とラテン語中世』の中に論考がある(Ekurs XVI. 五〇—一五〇四頁)。

(12) Carl Weyman の用語。

四

クルティウスの批判に対する反響は、すぐには活字になつてあらわれなかつた。あたかも第二次世界大戦におけるドイツ敗北前後の艱難のときにあたり、学術雑誌の休刊が相つき、一九四四年に書かれたというヴェンツラフ・エッゲベルトとマウラーの論稿も五年後になつてようやく日の目を見たのである。クルティウスの論文は、一足先きに、彼のミニメンタルな著書に収められ、スイスから刊行されたが、再録にあたって、彼の「徳目体系」批判に対してゲルマニスト側からの発言がきかれないうのを遺憾とする旨の前書きが付けられた。最近におけ

る中世ラテン語文学研究の最もすぐれた業績と称せられる『ヨーロッパ中世とラテン語中世』の出版、そして学術雑誌の復刊。かくして一九四九年以降、クルティウスへの書評とともに、クルティウスの問題提起に刺戟された論考が、続々とわれわれの目にとびこんでくるのである。次に、「騎士の徳目体系」に関する、私の目についた限りの論文を列挙して、クルティウス論文の反響を瞥見することとした。

一九四九年『Deutsche Vierteljahrschrift』誌(第二十三

卷、第二・三合併号)は、第二十一卷第四号のクルティウス論文にこたえるために、次の三篇の論稿を掲載した。

(1) F. Wentzlaff-Eggebert: Ritterliche Lebenslehre und antike Ethik (二五二—二七三頁)。(2) Fr. Maurer: Das ritterliche Tugendsystem (二七四—二八五頁)。(3) H. Naumann: Hartmann von Aue und Cicero? (二八五—二八七頁)

更にマウラーは第二十四卷(一九五〇年、五二六—五二九頁)において、再び同じ問題をとりあげた(Zum „ritterlichen Tugendsystem“).

神秘主義と十字軍文学に造詣の深いヴェンツラフ・エ

ッゲベルトは、巨匠エーリスマンが迷路に踏み込んだのを見るのは、すべてのゲルマニストにとってまことにつらいことではあるけれども、騎士の徳目体系に関する彼の学説が、クルティウスによって否定されたことは認めざるを得ないと述べたのち、この是正はあくまでも「体系」の受容にのみ限られるべきであって、宮廷文学研究におけるエーリスマンの数多くの業績は依然として通用することを強調し、エーリスマンとゲルマニスティクの名譽のために弁じている。そして倫理的価値の合理的な体系化よりも、生活された現実の直接的解釈が重要であると説き、騎士階級のいわゆる《Tugendsystem》を、《Lebenslehre》と置き換えようと呼び掛ける。

中世文学ならびに語史の分野に幅広い活躍を続けているマウラーもまた、エーリスマンが「徳目体系」の導出と分類において重大な誤りを犯したこと、そして *horatis theologia* と *horatis philosophia* の区分が誤解であることを認めながら、いわゆる「騎士の徳目体系」の觀念が、ドイツ騎士文学において決して幻想ではない所以を、特にヴァルター作品の *44B* について、証明しようとして試みている。

かくして論争の火蓋は切られたのであった。¹⁸⁾ この著名なロマニストの批判はゲルマニストの間に微妙な反応を惹き起こした。ヴェールリー (M. Wehrli) (ZfDA, Bd. 64, 1950, S. 91) は、クルティウスの批判を、「拘束的な神話からの解放」とたたえた。また、ニーベルンゲンリートの研究者として令名の高いパンツェル (F. Panzer) も、『ヨーロッパ文学とラテン語中世』の書評の中で、「この問題に触れ、「ドイツ騎士文学を論ずる際、筆者のようによい例の体系を用いたくなかった者にとって、これはまさしく一つの解放を意味する」と賛同を表明した (Historische Zeitschrift, Bd. 170, 1950, S. 113)。

しかし、エーダルト・ノイマン (Ed. Neumann, Der Streit um „das ritterliche Tugendsystem“, in: Erde der Vergangenheit, Karl Helm-Festschrift, 1951, S. 137-155) はクルティウスのテーゼを具に検討し、文献学的方法を駆使して、これに徹底的な批判を加えた。彼はクルティウスに少なからぬ数に上る重大な誤謬を指摘し、批判者が、「体系」の正しい理解を可能ならしめる論文の重大部分を無視しているのを責め、エーリスマンの全面的な擁護に終始しているのは注目すべきである。ノイマンは更

に Wirkendes Wort, I. Sonderhefte (一九五二年) にあつた問題や再論については (Zum „ritterlichen Tugend-system“) 〃またナーゲルと『ノットン・フン・マウ』に「哀れなノットン」解釈』(B. Nagel, Der arme Heinrich Hartmanns von Aue. Eine Interpretation, 1952) の余論においてこれをとりあげ、クルティウスの Zahlenspruch 説を反駁し、積極的なヘーリスマン擁護論を展開している (Exkurs über „das ritterliche Tugend-system“, S. 91—103)。

このほか、R. Zitzmann, Der Ordo-Gedanke des mittelalterlichen Weltbildes und Walthers Sprüche im ersten Reichston. DVj. Bd. 25 (1951), S. 40—53, J. Bumke, Die Auflösung des Tugendsystems bei Werner von Elmendorf ZfdA. Bd. 88 (1957), S. 39—54 など、クルティウス論文に刺戟されてあらわれた研究である。前者は「徳目体系」の問題においては ordo の思想を考慮すべきことを説いたものであり、後者はヴェルンヘルにおける徳目体系の問題を、原拠と比較検討しながら論じたものである。

文学史めもはこの論争を不問に付することはできない

くなった。Annalender deutschen Literatur (一九五一年) のシタウフマン時代の騎士文学の項を担当したハンス・クーン (H. Kuhn: Stauffische Ritterdichtung) は、「体系」の存在を否定しているが、ツァ・ボーム (Helmut de Boor: Geschichte der deutschen Literatur, Bd. II, 1953, S. 17) は、「体系」を認めず、クルティウス説を支持している。しかし、他の点においてはヘーリスマンの見解に正しいを見出しつつある。ヴァプネフスキー (P. Wapnewski: Deutsche Literatur des Mittelalters, 1960, S. 52 f.) もまた「徳目体系」には批判的のようである。扱ひ『ノットン』(H. Ammon: Deutsche Literaturgeschichte in Fragen und Antwort, Bd. I, 1958.) を纏んだクンティウスのヘーリスマン批判について、「しかしながら、最近数年間の論争は、多くの点において、ヘーリスマンの見解の正しかったことを証明した」と説明している。以上の警見によっても分かるように、この問題の最終的解決は、なお今後に残されているが、次に、諸家の見解をたよりに、クルティウスによって提起されたいくつかの問題点について、少しく考えてみたい。

(13) H. Kuhn, Zum neuen Bild von Mittelalter, DVj.

Bd. 24 (1950), S. 531, Anm. 2 参照。

五

(一) 騎士倫理と古典古代との関連について。

クルティウスは「騎士の徳目体系」を古典古代から導き出したエーリスマンの試みを『*admir*』として拒否した。彼の反証の二、三の例はさきに紹介したが、彼の論拠そのものにも疑問をさしはさむ余地があるように思われる。キケローが『義務について』においてアリストテレスと結びつくという見解を、クルティウスは一笑に付した。クルティウスのいうように、キケローの書が主としてストア派のパナイティオスに依拠して書かれたことは、キケロー自ら作中に述べているところであり、エーリスマンも十分これを承知していたであろう。そしてこのストア学者がプラトーンとアリストテレスの著名な讚美者であったことも、哲学史の常識であろう。『義務について』の中にはプラトーンやアリストテレスがしばしば引き合いに出されているし、また例えば、*bonus nri*, *bonus civis* の語は、アリストテレスが『政治論』において考えたような区別をキケローがはっきり考えて

いたかどうかは問題だとしても、⁽¹⁴⁾アリストテレスの影響を否定することできないのではあるまいか。キケローの『国家論』(De Republica) がアリストテレスの初期の論文『正義論』(Περὶ δικαιοσύνης) を手本としたと推定されるように、⁽¹⁵⁾『義務について』においてアリストテレスを思い浮べるのは、それほど『*Titata*』なことではないように思われる。またテーゼー一に対するクルティウスの反論は、『義務について』の構成からも納得できるが、しかしキケローは、「最高善」(*summum bonum*) の概念を拒否しているのではなく、義務観念を歪曲するような最高善の誤った概念観に反対し、ただこのことがらは「余りにも自明で改めて論ずるまでもない」⁽¹⁶⁾としているのである。勿論、キケローにとっては、「*honestum*こそそれ自身のために求める価値ある唯一のもの、あるいは第一に求むべきもの」⁽¹⁷⁾であったが、それは彼に道徳的価値界の三分が知られていないことを意味しない。中世は、ここで詳論されなかった *summum bonum* を引きついで、これにキリスト教の「神」の概念を置いたのである。テーゼ三への批判に対しては、レイストナーの書評から反証を見出すことができる。中世の図書館のカタロ

グは、古典古代特にキケローが十一・二世紀にいかにかに生き続けていたか、を如実に示してくれるのである。⁽¹⁸⁾ラテン作家の詞華集(MDPh)にはキケローの『義務について』からの引用が一六五にも上り、キケローの影響歴然たるものがあるが、四つの主徳がここでは *Honestum* に総括され、他の諸徳はその下位に置かれ、編者独特の定義によって相互に関係づけられている。そしてキケローから引き継がれた枠は、盛期スコラ哲学の徳論におけるほど強くは打ち出されていない⁽²⁰⁾、ここに一層組織化され、一つの徳目体系につくりあげられているのである。クルティウスはエーリスマンの《MDPh》解釈に対して、最も激しい攻撃を浴びせているが、ノイマンはクルティウスの誤解を一々訂正し、「騎士の徳目体系」の屋台骨を揺ろうとしたクルティウスのすべての企てが、結局成功しなかったことを強調している。また、助祭ヴェルンヘルについて、クルティウスは、もし彼が《MDPh》を翻案しなかったら、われわれは「騎士の徳目体系」について何らきくことがなかったのではないか、という疑問を提出しているが、エーリスマンの「騎士の徳目体系論」において、このようにヴェルンヘルに担った役割を

過大に評価するのは、エーリスマンを正しく理解していないといふべきであろう。エーリスマンはこの「あまり巧みとはいえない」ヴェルンヘル⁽²¹⁾の翻案については、ただ付随的に言及しているに過ぎないからである。⁽²²⁾

上に述べたところから、われわれはクルティウスの批判が、徳目体系の歴史的分析において、エーリスマン説を根柢から覆すには十分でないことを知るであろう。たしかにエーリスマンは騎士倫理が古典古代と何らかの歴史の連続性を保っていることを信じてはいたが、決して「中世の教育理想に対する古典古代の圧倒的な影響⁽²³⁾」を説いてはいない。ともあれ、「騎士の徳目体系」の起源を古典古代に求め、その連続性を歴史的にあとづけるには、なお多くの精緻な個別研究の成果を重ねなければならぬ。クルティウスの提唱する中世諸学の緊密な共同作業が要請される所以である。ただここで、エーリスマンの「体系」が、達成された既成のものではなく、道徳生活における努力の目標であり、そこへの道標であり、いわば理想像として理解されるべきことを確認しておかなければならない。ヴェンツラフ・エッケベルトは《Die Denslehre》をもってこれに代えることを提案し、ドゥ・

ボアは宮廷的な態度は「体系」ではなく、『Gesta』であるとして説く。いずれにしろ、エーリスマンが「徳目体系」と呼び、クルティウスがその存在を否認したところのものは、騎士文学のいたるところに実在するのである。

(二) *gotes hulde, ere, gnot*

このトリリアスからエーリスマンは「騎士の徳目体系」をよみとったのであったが、果してそれは騎士の倫理などとは何の関係もない、単なる数の遊びに過ぎないものであろうか。ヴァルターの文学におけるいわゆる『Zahlensprüche』の実証は、ヴァルター研究に一つの示唆を与えるものであるが、しかしヴァルターの例の詩にあらわれた *ere—varinde gnot—gotes hulde* は、マウラーがわれわれのさきに引用した詩節(8, 1—27)に続く二つのシュトローフエとの関連において行なった綿密精緻な解釈が教えるように、騎士生活の理想をあらわすものでなければならぬ。それが単なる数の遊戯でない何よりの証拠には、シュタウフエン古典期の詩人たちの作品の中で、われわれはいたるところこのトリリアスに出会うのである。⁽²⁴⁾ 例えば、ハルトマンの『哀れなハインリヒ』には、神の恩寵による贈物として *ere* と *gnot* を所有す

ることが大事であると説かれていし、またフライダンの『分別集』(Freidank, Bescheidenheit, 93, 22)には、

*gnot und ere sol ein man bejagen
und dooh got in sine herzen tragen.*

と処世の叡智が歌われているのである。ヴァルターがかのトリリアスに象徴した世界は、実に騎士文学における生活倫理の中核を形づくるものであった。それは任意的、可変的なものではなく、固定的な、絶対拘束的なものである。それは価値の一般に承認せられた秩序をあらわすものである。ハインリヒもバルツイヴァルも、彼らが毀損したこの秩序を回復することによって、神との関係を取り戻し、人生の冠を獲得するのである。

エーリスマンが宮廷的倫理に古典古代からの伝承として三つの段階的なカテゴリーを見たのは正しかった。しかしこの三つは中世の二元論的視点から、絶対価値なる神 (*gotes hulde*) と、精々相対的な価値を有する *ere* と *gnot*、すなわち世俗 (*der welt hulde*) とに二大別される。騎士詩人たちは道徳的の生活の理想として神と世俗の合一を説いた。しかもそれはヴァルターの詩が示すように、神の恩寵を最上位におく段階的価値の世界であった。マ

ネッセ字本(大ハイデルンルク歌謡写本)のヴァルター像
 がある。詩の冒頭に歌われたとおり(岩上に腰うちかけて
 ……)描かれているのも、十四世紀初頭の画人がこの詩
 に詩人の人生観を正しく読みとったからに違いないので
 ある。

- (14) キケロー、義務について(泉井久之助訳)岩波文庫、
 第一巻、註(一四)(九四)参照。
- (15) 山内得立、ギリシヤの哲学Ⅴ、三三〇頁参照。
- (16) (17) De Officiis I, 6.
- (18) M. W. Laistner, Speculum, Vol. 24 (1949), 特二二
 六〇—二六一頁参照。
- (19) P. Delhayre, Une adaptation du De officiis au
 XIIe siècle, Le Moralium Dogma Philosophorum, I.
 L'oeuvre et son auteur, Recherches de théologie an-
 cienne et médiévale 16, 1949, p. 227 sqq.
- (20) J. Bumke, Zfda. Bd. 88, S. 41.

- (21) エーリスマン論文一四六頁。
- (22) Bumke, Zfda. Bd. 88, S. 39. 《honestum et utile》
 を《ete und frume》と訳したごとく、ヴェルン
 ルを「騎士の徳目体系」の父のごとく扱うのは正しくない
 であろう。彼における《ete und frume》は、キケローや
 《MDPh》における《honestum et utile》と全く同じで
 はない。彼は ete をかなり広義に用いている。ブムケの
 研究によれば、ヴェルンルは《MDPh》における徳目体
 系を無視して、《reht, milte, stete, mæze》を君主道徳の主
 要テーマとして選び、そのもとに千二百の詩句を再構成し
 ている。この四つのファクターはトーマジーンにも見られ
 る。ドゥッコーフ、前掲書、四〇六頁参照。
- (23) Wentzlaff-Eggebert, DVj. Bd. 23, S. 252.
- (24) クルティウスがヴァルターだけを問題として、他の詩
 人に触れないのは不当であろう。

(一橋大学助教授)